

会議録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 平成23年度第2回西東京市消防委員会 |
| 開催日時 | 平成23年8月10日（水曜日） 15時30分から17時05分まで |
| 開催場所 | 田無庁舎 3階 庁議室 |
| 出席者 | 蓮見委員長、櫻井職務代理委員、山本委員、村田委員、長谷川委員、野口委員、本橋委員、河村委員 小谷野危機管理室長、保谷危機管理特命主幹、長谷川主査 |
| 議題 | 1 西東京市消防委員会委員長の選出について 2 西東京市消防委員会委員長職務代理者の指名について 3 女性消防団員の任用について 4 消防団協力事業所表示制度の導入について 5 その他 |
| 会議資料の名称 | 1 西東京市消防委員会条例 2 女性消防団の任用について 3 消防団協力事業所表示制度の導入について 4 消防団協力事業所表示制度実施要綱（案） 5 八王子市・三鷹市・町田市・日野市・羽村市の消防団協力事業所表示制度実施要綱 |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>○事務局： 議題1を審議する前に、任期替えに伴い委員長が不在でありますので、仮委員長の選出をお願いしたいと思いますが、年長者である櫻井委員を仮委員長として、審議したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>○各委員： 異議なし。</p> <p>○事務局： 異議なしとの事ですので、櫻井委員お願いいたします。</p> <p>○櫻井仮委員長： 仮委員長を務めさせていただきます櫻井です。 宜しく願いいたします。 「議題1 西東京市消防委員会委員長の選出について」を議題とします。 事務局に説明を求める。</p> <p>○事務局： 委員長の選出については、西東京市消防委員会条例第6条の規定により、委員の互選により定める事となっております。</p> | |

○櫻井仮委員長：

互選とのことですが、委員長に自薦の方いらっしゃいますか。
いらっしゃらないようですが、委員長に推薦する方いらっしゃいますか。

○長谷川委員：

蓮見委員を推薦します。

○櫻井仮委員長：

長谷川委員から蓮見委員の推薦がありましたが、他に推薦はございますか。
他にないようですが、蓮見委員の推薦がありましたが、各委員の方のご意見はございますか。

○各委員：

異議なし。

○櫻井仮委員長：

各委員からの信任がございました。蓮見委員いかがでしょうか。

○蓮見委員：

お引き受けします。

○櫻井仮委員長：

委員長には、蓮見委員が決定しました。
議題1の審議を終了します。
委員長が決定しましたので、仮委員長の職を辞します。
ご協力ありがとうございました。

○事務局：

ありがとうございました。
蓮見委員長、ごあいさつおよび議題2からの議事進行をお願いします。

○蓮見委員長：

委員長を努めさせていただきます蓮見です。
私なりに努力してまいりたい所存でございます。
各委員の皆様のご協力をお願いいたします。
「議題2 西東京市消防委員会委員長職務代理者の指名について」を議題とします。
事務局に説明を求める。

○事務局：

委員長の職務代理については、西東京市消防委員会条例第6条第3項の規定により、委員長が指名することとなっておりますので、委員長からの指名をお願いします。

○蓮見委員長：

規定に基づき櫻井委員を職務代理者に指名します。
各委員の方のご意見などございますか。

○各委員：

異議なし。

○蓮見委員長：

各委員からの信任がございました。櫻井委員いかがでしょうか。

○櫻井委員：

お引き受けします。

○蓮見委員長：

職務代理ご挨拶をお願いします。

○櫻井委員：

微力ながら務めさせていただきますので、各委員の皆様のご協力をお願いいたします。

○蓮見委員長：

議題2の審議を終了します。

○蓮見委員長：

「議題3 女性消防団の任用について」を議題とします。
事務局に説明を求める。

○事務局：

資料に基づき説明をする。

平成23年5月1日現在で団員数を計上していますが、現在までに第11分団で1名、第12分団で2名の団員が入団して、現在総数228名となっています。

先般の委員会からの意見で、消防団幹部会議で現役幹部の意見を伺ったらいかがとの事で、村田団長から幹部会議に諮っていただいているところであります。

○蓮見委員長：

本件について、意見等がありますか。

村田委員に伺いますが、団の幹部会において、議題で取り上げていただいたそうですがいかがでしょうか。

○村田委員：

4月に新しい分団長が就任して、消防委員会からこの件について、意見を求められていることについて消防団幹部会議において説明しました。

各分団ひとりずつ意見をもらっているところではありませんが、消防委員会での審議内容を説明した結果、女性のみの方団を作るというのは難しいであろうし、各分団に女性団員を配置するのも難しいのではないかとこの事でした。

広報および応急救護普及員等の役割で本部付きで募集すればいいのではないかと、という話をしたところ否定の意見はありませんでした。

女性消防団員の任用について、この委員会の中である程度の方向性を出していただいで、募集をするように決めていただければと思います。

- 蓮見委員長：
他に意見がありますか。
募集時期についてですが、任期満了が2年半後でありますので、消防団の幹部会議で女性消防団員の役割等の検討をいただき結論を待って、次期の改選を目途として検討したらよいと思います。
- 長谷川委員：
消防団条例および規則の中での入団になるのですか。
- 事務局：
定数の範囲での入団となります。
- 長谷川委員：
本部は4人ですか。
- 事務局：
特に本部の定数は決まっています。
- 蓮見委員長：
244人の中で納まればよいとの事です。
現在は、228人ですので、16人が入団可能とのことです。
- 長谷川委員：
本部付けで女性団員を予定した場合、各分団で定数に達したとき、女性団員については断ることになるのでしょうか。
- 蓮見委員長：
そのあたりが難しいところです。
分団で20人に満たしていない分団あり、20人の確保を目指していると思うが、満たした場合どのようになるか。
- 事務局：
次回の任期替えまでは、あと2年半ありますが、満了前に各分団に継続確認や退団者の確認をしていただいてから、団員募集をお願いすることになります。
その際に欠員を生ずる分団がどうしても出てしまうのが原状です。
女性消防団員を別枠で考えるのであれば、条例改正が必要になります。
定数を満たしていない現状では、女性消防団員を任用するための定数条例改正は、理解が得られにくいと思います。
定数を超える見込みがあれば、女性消防団員枠について、改選前に条例改正をすれば良いと思います。
- 村田委員：
条例改正した場合、増員した人数分が入団しなかった場合また重石になる。
- 櫻井委員：
定数の範囲で行った方が良いでしょう。

- 蓮見委員長：
そうですね、そこからスタートが望ましいです。
- 村田委員：
女性云々と記載したら良くないと思うのですが。
- 事務局：
条例等には記載しません。
- 山本委員：
他の市町村で女性消防団がいるところで、条例に女性消防団員と記載してあるのでしょうか。
- 事務局：
記載はありません。
- 山本委員：
消防庁でも、女性消防吏員とは使いません。
定数について、条例で決まっているのだから性別に関係なく定数の枠の範囲で募集すれば良いのではないのでしょうか。
244人を超えたら改正が必要になりますが、その他に規則等も改正しなくても良いのですか。
- 蓮見委員長：
女性消防団員が入団した場合、規則等の改正の必要があるかについて、事務局で調べてください。
- 事務局：
分かりました。
- 蓮見委員長：
団で女性消防団員を採用しようとの意思がないと、募集日程を検討して良いものかと思えます。
- 村田委員：
任用する方向であるならば日程を検討しても良いが、女性団員は難しいとの結論に達したら決められない。
- 蓮見委員長：
柔軟性を含めた日程にするとのことですね。
- 村田委員：
任用するならば、日程を決め、来期募集をする方向で持って行くのだと思います。
- 河村委員：

何処に結論をもってくるか。

今年1年検討して、来年諮問してもらって結論を出すとも考えられますが。

○村田委員：

先般まで現役で活躍されてきた2人の分団長が委員になられたので、現役に近い考え方を
お持ちだと思しますので、是非2人のご意見をいただきたい。

○蓮見委員長：

本橋委員、ご意見等がありますか。

○本橋委員：

女性消防団員がする応急救護普及員やAEDの取扱い方などの広報活動については、とても有
意義だと思います。

○蓮見委員長：

有難うございます。野口委員、ご意見等がありますか。

○野口委員：

女性消防団員は、必要だと思いますが、各分団に配置するには消火活動など体力的に難
しいと思いますし、本部付きのような形で、広報などの従事でないが無理だと思います。

在団中は、田無第四中学校で生徒たちに消火器やAEDの使い方の訓練に携わりましたが、
このような時に女子生徒もいるので、女性消防団員がいると良いと感じました。

○蓮見委員長：

お二方とも必要との意見であります。約2年半後任期替えになりますが、時間があるの
ならばそこを目標に任用の方向で考えていくという形にしてはいかがだと思いますけど、団
本部で話しをしていただき、意見交換をしていただき反映していきたい。

募集する時間があるので、今年中或いは来年早々には結論を出さねばいけないと思いま
す。

そのような方向で進めていく形でいかがでしょうか。

○村田委員：

今年、委員会は何回予定していますか。

○事務局：

あと2回を予定しています。

○村田委員：

消防団幹部会議に諮るにしても、あと2回のうちにいつ諮るかということがあるのだけれ
ど、消防委員会の意見を下ろして結論を出す場合、2回ではどうかと思いますが。

○蓮見委員長：

幹部会議は、毎月あるでしょうからそこで検討をいただきたい。

消防団の一員として活動していただく以上は、団で了解をしていただかないといけない
と思しますので、そこら辺の理解を深めてもらいたい。

お二方が話していたように必要だと思われる方々も多いと思しますので、ある程度の方

向性を持ち、目標に話を進めていって、逆にこれから違う意見もでてくるかもしれないので、幹部会議で話していただきたい。

あと2回しかないですが、結論を聞いて違う意見が出てきたら皆さんで協議してもらおう形でしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○河村委員：

今年度で検討して、来年市長から諮問というお話もありましたが、このことについてさらに検討することがあるのでしょうか。

女性を入れるための環境整備については別として、活動は主に広報というのは概ね決まりではないですか。

あとは、募集するかしないか、ではないでしょうか。

○蓮見委員長：

結論からいうとその通りです。

○河村委員：

昨年度から話はしてきましたが。

○蓮見委員長：

前回の委員会で村田委員からの話で、募集するかしないかは、幹部会議で聞いてみないと判断できないということもありましたが、分団長をやられていたお二方の意見のようではないかと思います。

募集する方向で進めていって、その中で何かあれば考慮しなければならないが、河村委員の意見のように次期の改選を目指して、そこで募集していこうという方向で本部の了解をとっていただきたいと思いますがいかがですか。

事務局の方は、条例的なものは何かありますか。

○事務局：

条例定数244人内であれば特に改正の必要はありません。

規則改正についても、女性が入団することによって改正する必要はないと考えますが、必要かどうか精査させていただきます。

○蓮見委員長：

団本部で検討いただき、次回またはその次くらいにある程度方向を決めていかないと時間的なものがありますので、そういう方向で皆さんいかがでしょうか。

○各委員：

異議なし。

○村田委員：

今年度中にある程度結論が示されるということをつ団幹部に話し、意見集約してから委員会に報告しますので、それを参考にしていただくということで宜しいでしょうか。

○蓮見委員長：

そのようにお願いします。

- 蓮見委員長：
他にありますか。
- 村田委員：
平成24年度には募集は掛けられないという解釈でよろしいか。
- 蓮見委員長：
平成24年度は難しいでしょうから、次期の任期替えからで宜しいのではないのでしょうか。
- 蓮見委員長：
「議題4 消防団協力事業所表示制度の導入について」を議題とします。
事務局に説明を求める。
- 事務局：
資料に基づき説明をする。
今回示した西東京市消防団協力事業所表示制度実施要綱（案）については、国から要綱案がでていますので、それに添って作成しています。
他市の要綱についても、ほぼ同じ形で制定されていますが、西東京市の案では、第4条認定基準第1項で、従業員が消防団に2名以上入団している事業所としています。
また、従業員による機能別消防団等を設置している事業所等としています。
その他の認定基準については、おおむね各市と共通です。
各市の消防団協力事業所表示制度実施要綱について説明する。
- 蓮見委員長：
本件は、西東京市消防団員確保に向けて方策等についての諮問が市長からあり、答申において、本制度の導入について検討することとしています。
昨年度の12月に上程され引き続きの案件で、目的については、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境作り、従業員が消防団活動しやすい環境作りなど地域における消防防災体制の充実強化を図ることとなっております。
前回の会議で、各市の資料及び要綱案を示すということになっていました。
各市との相違点は、主に第4条関係でしょうか。
- 事務局：
そうなりますが、機能別消防団が盛り込まれていることも相違点になるかと思います。
- 蓮見委員長：
機能別消防団とは、どのようなものですか。
- 事務局：
特定の活動や役割の範囲で参加していただく団体で、一般団員と同じような訓練などは実施しません。
- 村田委員：
西東京市災害時支援協力員制度とは違うのですか。

- 事務局：
機能別消防団員には団員としての報酬が支給されます。
- 蓮見委員長：
消防団員として認定されるのですか。
- 事務局：
保険等にも加入しなければならないし、報酬については一般団員とは差異が多少あるようです。
- 山本委員：
機能別消防団とは、数年前に消防団100万人構想というのがありまして、同じ消防団の身分ですが、一般団員は、全ての訓練を団員が行いますが、機能別団員は、特定の活動だけ協力する団員になります。
- 村田委員：
該当がないのに要綱にのせるのはどうですかね。
- 事務局：
将来、機能別消防団等の制度ができた時を見込んで記載していますが、ご意見を頂きたいところです。
- 村田委員：
西東京市災害時支援協力員には、報酬はありませんが、機能別消防団員には報酬があるとのことですので、兼ね合いを考えるとこの条文はどうかと思います。
- 蓮見委員長：
他に意見がありますか。
- 村田委員：
企業が消防団員を何人か出していることに対して、交付するとのことですね。交付するには基準が、なければならないとの事ですね。
- 蓮見委員長：
そのとおりです。
- 村田委員：
この制度が必要かどうかですね。
- 蓮見委員長：
主旨的には悪い制度ではないと思いますが。
- 河村委員：
事業所の励みになれば宜しいと思います。
- 蓮見委員長：

資料によりますと、この要綱案では、西東京市では7事業所が対象になります。制定してどうなるかですが。

○事務局：

この制度は、申請主義ですので申請が無ければ交付できません。

○蓮見委員長：

27市中5市が制定していますが、市としての率直な意見はいかがですか。

○事務局：

企業としての地域貢献という形で、地域に根ざした企業ですよというような効果をねらって、この制度ができたと思いますが、特に23区からできたというのは、住民が減少してきているため、企業の協力なくしては消防団の維持がままならなくなり、そういう事も含めての制度かと思います。

企業が表示証の交付をもらって、どう思うかとの部分だと思いますが、企業が地域に貢献度を知らしめる制度ではないかと考えています。

市としては、特段否定するものではありませんし、委員の皆さんで協議していただき、制定するのであれば、その方向で宜しいかと思います。

○蓮見委員長：

事務局から説明がありましたが、何か意見等がありますか。

○河村委員：

団員の減少が一つの理由ですよね。

事業所の協力を得ないといけないからお願いするに当たってこのような制度を作って、PRということですね。

○蓮見委員長：

幅広く団員を確保する方策の一つですね。

○長谷川委員：

表示証の作成費は、国からくるのですか。

○事務局：

市の予算になります。

○村田委員：

制定するかしないかを決めなければならないと思うのですが、制定するなら案を検討するとの事ですね。

○蓮見委員長：

1つの企業等から複数の団員を出している事業所があるとの事ですので、この要綱を制定する方向で検討していきたいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局：

予算から考えますと、24年度の秋頃までに要綱案を示していただければ、25年度の当初

予算に計上し、25年4月からの施行が可能かと考えられます。

○蓮見委員長：

事務局から説明がありましたが、このような予定で宜しいでしょうか。

○各委員：

異議なし。

○蓮見委員長：

要綱案と各市の要綱がありますので、目を通していただいて、次回に委員会で意見を伺いたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○蓮見委員長：

「議題5 その他」を議題とします。

事務局に説明を求める。

○事務局：

次回の委員会を12月に行いたいと思いますが、議会がありますので日程を調整してご連絡したいと思います。

○蓮見委員長：

他にありますか。

無いようですので、第2回西東京市消防委員会を終了する。